



目 次

訓 令	ページ
◎永瀬ダム操作規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (2 件) ( " )	2
○告示 (平成21年から平成23年までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等) の一部改正 (総務事務センター)	2
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	
○6・10掲示 (農業基盤課)	3
○県営土地改良事業の計画の変更 (農業基盤課)	3
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による県計画の変更 (漁業管理課)	3
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則	4
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	4
落札公告	
○落札者等の公告 (漁業振興課)	5
正 誤	
○正誤 (平23・5・24付け 告示)	6

-----  
訓 令  
-----

高知県訓令第8号

土 木 部  
中 央 東 土 木 事 務 所  
中 央 東 土 木 事 務 所 永 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所  
永 瀬 ダ ム 操 作 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。

平成23年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

永瀬ダム操作規程の一部を改正する訓令

永瀬ダム操作規程 (昭和41年11月高知県訓令第58号) の一部を次のように改正する。

第1条中「と(いう。)」を「と(いう。)」第39条の規定に、「永瀬ダムの」を「永瀬ダム (以下「ダム」という。)」の」に改める。

第2条中「流入量は」を「流入量 (以下「流入量」という。)」は」に改め、同条ただし書中「修正することができるものとする」を「修正することができる」に改める。

第3条の見出しを「(洪水警戒体制等)」に改め、同条第1項中「に規定する場合」を「の洪水が予想されるとき」に、「該当するような場合」を「該当するとき」に改め、同項第2号中「185メートル以上」を「標高185メートル以上」に改め、同条第2項中「洪水警戒体制」を「洪水警戒体制」に、「職員の招集、作業分担、配置」を「職員の招集、作業分担及び配置」に改める。

第4条の見出し中「洪水」を「洪水」に改め、同条第1項中「洪水総量、洪水継続時間」を「洪水総量、洪水継続時間」に、「次の各号に」を「次に」に、「これを」を「これらを」に改め、同項第1号中「総雨量」を「総雨量」に改め、同項第2号中「洪水の継続時間」を「洪水継続時間」に改め、同項第3号中「最大流量」を「最大流入量」に改め、同条第2項中「洪水調節容量」を「洪水調節容量」に改める。

第5条の見出し中「洪水」を「洪水」に改め、同条中「規則第20条の規定により洪水」を「所長は、規則第21条の規定に基づき洪水」に、「行なう」を「行う」に、「第17条」を「第17条の規定」に、「とるものとする」を「とらなければならない」に改める。

第6条の見出し中「洪水警戒体制」を「洪水警戒体制」に改め、同条第1項中「気象」を「気象」に、「洪水警戒体制」を「洪水警戒体制」に改め、同条第2項中「洪水警戒体制を解除したときは、」を「洪水警戒体制を解除したときは、直ちに」に、「に掲げる機関」を「の関係機関」に改める。

第7条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第1項中「第24条第3号及び第4号」を「第24条第3号又は第4号」に、「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第2項中「第24条第11号に規定する場合」を「第24条第12号の特にやむを得ない理由」に、「該当するような」を「該当する」に改め、同項第1号中「及び」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第8条中「行なう場合においては、次に掲げる」を「行う場合は、次の表に定める」に改め、同条ただし書中「場合においては」を「場合は」に改め、同条の表を次のように改める。

放流量を増加しようとするときに行っている放流量	放流量の増加量
毎秒30立方メートル未満	20分ごとに毎秒10立方メートル以内
毎秒30立方メートル以上90立方メートル未満	20分ごとに毎秒20立方メートル以内
毎秒90立方メートル以上210立方メートル未満	20分ごとに毎秒40立方メートル以内
毎秒210立方メートル以上500立方メートル未満	20分ごとに毎秒80立方メートル以内

第9条の見出し中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条中「所長は」を「所長は、規則第29条の規定により」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 毎秒30立方メートル以下の放流量で、ダムから放流を開始するとき。

(2) ダムからの放流量が毎秒30立方メートル以上の場合又は放流量を毎秒30立方メートル以上増加する場合で、下流に著しい水位の変動を生ずると予想されるとき。

第10条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第1項を次のように改める。

規則第29条の規定により規則別表第1に掲げる関係機関 (以下「関係機関」という。) に対して放流に関する通知を行う場合において、前条第1号に掲げる場合に該当するときは、その範囲をダム地点から発電所地点までの間とすることができる。

第10条第2項中「に対して行なう」を「で行う」に改め、同項第1号中「前条第1号の」を「前条第1号に掲げる」に改め、同項第2号中「前条第2号の」を「前条第2号に掲げる」に、「下流全域」を「杉田ダム地点までの区域」に改める。

第11条中「放流に」を「規則第29条の規定による放流に」に、「次の各号に」を「次に」に、「により行なう」を「により行う」に改め、同条第1号中「関係機関等」を「関係機関」に、「行なうものとする」を「行う」に改め、同条第2号中「吹鳴するものとする」を「吹鳴する」に改め、同条第3号中「次の」を「次に掲げる」に、「行なうものとする」を「行う」に改め、同号ア中「第9条第1号の」を「第9条第1号に掲げる」に、「放流」を「放流」に、「行なう」を「行う」に改め、同号イ中「第9条第2号の」を「第9条第2号に掲げる」に、「約2時間前」を「約1時間前」に改める。

第12条を次のように改める。

（サイレンの吹鳴の方法）

**第12条** 前条第2号の規定による警報は、1分間サイレンを吹鳴させ、その後10秒間の休止をし、更に1分間サイレンを吹鳴させる方法により行うものとする。

第13条中「行なう」を「行う」に改める。

第14条第1項中「第2号ゲート」「第3号ゲート」「第4号ゲート」を「第2号ゲート」「第3号ゲート」「第4号ゲート」及び「いう」を「いうものとする」に改め、同条第2項中「右バルブ」を「右バルブ」とに、「いう」を「いうものとする」に改める。

第15条第1項中「予備電源」を「予備電源」に改め、同条第4項中「必要がある場合には」を「必要がある場合は」に改める。

第16条第1項中「ゲート操作」を「ゲートの操作」に、「操作する」を「行う」に改め、同条第2項中「主バルブ（下流側のもの）」を「主バルブ（下流側のものに限る。）」に、「常に」を「常に」に改める。

第17条の見出し中「整備」を「整備の方法」に改め、同条中「方法は、」を「方法は、知事が」に、「により行なうものとする」を「によるものとする」に改める。

第18条第1項中「次の各号に」を「次に」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「河川管理者（以下「知事」という。）」を「知事」に改め、同項第1号中「洪水警戒体制」を「洪水警戒体制」に、「及び」を「又は」に、「これを」を「洪水警戒体制」に改め、同項第2号中「行なった」を「行った」に改め、同項第3号中「洪水調節を行なったとき、及び」を「洪水調節を行ったとき又は」に、「により洪水に」を「に基づき洪水に」に、「行なったとき。」を「行ったとき。」に改め、同項第4号中「付属施設」を「附属施設」に、「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「規則別表第1に規定する機関」を「関係機関」に、「及び貯水池」を「貯水池」に改め、同条第3項中「第37条に規定する」を「第37条の」に改め、同条第4項中「行なう場合においては」を「行う場合は」に改める。

第19条中「及び」を「又は」に、「連絡」を「連絡」に、「高知県公営企業局総合制御所長」を「高知県公営企業局総合制御所長」に改める。

第20条第1項中「実施するために」を「実施するため」に改め、同条第2項中「要領」を「規定に基づきダム操作実施要領」に、「又は変更したときは、」を「又はこれを変更したときは、速やかに」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成23年6月28日から施行する。

告 示

**高知県告示第429号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町	江 村 延 敏
〃 〃	新 谷 勇
〃 〃	二 神 正 喜

(2) 加入区の名称

小才角加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成23年6月28日から同年7月12日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合小才角支所事務所

**高知県告示第430号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年6月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 昭和中村

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町大井川字トヲシヨヲ岡2893番1地先から高岡郡四万十町大井川字五十田1705番6まで	前	3.1 }	381
	後	6.1 }	
		11.6	

**高知県告示第431号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年6月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 興津窪川

3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町興津字元谷山2501番32から高岡郡四万十町興津字元谷山2501番62まで	522	平成23年6月28日

**高知県告示第432号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年6月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 昭和中村

3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町大井川字鷹ノ子口1676番から高岡郡四万十町大井川字五十田1705番6まで	254	平成23年6月28日

**高知県告示第433号**

平成20年8月高知県告示第531号（平成21年から平成23年までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）の一部を次のように改正する。

平成23年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

「平成21年1月1日から平成23年12月31日まで」を「平成21年

1月1日から平成24年3月31日まで」に改める。  
第5中「平成23年12月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

-----  
公 告  
-----

平成23年6月8日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。  
平成23年6月10日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 事件

- (1) 夏期一時金について
- (2) 夏期休暇について
- (3) その他の要求について

2 日時

平成23年6月19日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

3 場所

厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

4 争議行為の概要

3の場所の全体又は部分的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重病患者のための保安要員は配慮する。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（十市地区経営体育成基盤整備事業（区画整理））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年6月28日から同年7月27日まで

3 縦覧場所

南国市役所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。

(2) 本県の平成21年の海面漁業・養殖生産量は、102,133トンで、全国の1.9パーセントを占めている（第56次高知農林水産統計年報）。

(3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ32パーセント、18パーセント、30パーセント及び20パーセントとなっている（第56次高知農林水産統計年報）。

(4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。

(5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の多くが低水準又は減少傾向にある中、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。

(6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。

(7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。

(8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。

(9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積

が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

(1) 平成22年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。

(まあじ)

若干

(まいわし)

若干

(するめいか)

若干

(2) 平成22年7月から平成23年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。

(さんま)

若干

(まさば及びごまさば)

8,000トン

(3) 平成23年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。

(まあじ)

若干

(まいわし)

若干

(するめいか)

若干

(4) 平成23年7月から平成24年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。

(さんま)

若干

(まさば及びごまさば)

9,000トン

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。

(1) 平成22年7月から平成23年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

(まさば及びごまさば)  
 中型まき網漁業 4,000トン  
 さば釣り漁業 若干  
 定置漁業及び小型定置漁業 若干

(2) 平成23年7月から平成24年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

(まさば及びごまさば)  
 中型まき網漁業 3,500トン  
 さば釣り漁業 2,500トン  
 定置漁業及び小型定置漁業 若干

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(さんま)  
 知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。  
 定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。  
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まあじ)  
 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。  
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。  
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まいわし)  
 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。  
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。  
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まさば及びごまさば)  
 知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。

(するめいか)  
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。

-----  
**教育委員会規則**  
 -----

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成23年6月28日  
 高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第17号**  
**高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則**  
 高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
 第2条第18号中「、幼稚園」を削る。

**附 則**  
 この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**人事委員会規則**  
 -----

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成23年6月28日  
 高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

**高知県人事委員会規則第19号**  
**公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1室戸市市長部局本庁の項中「（財政を担当する者に限る。）」を削り、同表宿毛市市長部局本庁の項中「（秘書を担当する者に限る。）」を削り、同表四万十市市長部局本庁の項中「人事係長 秘書係長」を「秘書広報室長 人事係長」に改め、同表四万十市市長部局食肉センターの項を削り、同表香美市市長部局本庁の項中「総務課長補佐 財政課長補佐」を「職員班長 財政班長 林業事務所長」に改め、同表香美市の項中

「

農業委員会事務局	局長
----------	----

」

を

「

農業委員会事務局	局長
監査委員事務局	局長

」

に改め、同表田野町町長部局教育委員会事務局の項中「課長」を「教育次長」に改め、同表本山町町長部局病院の項中「総看護師長」を「総看護師長 副総看護師長」に改め、同表大豊町町長部局本庁の項中「総務課参事」を削り、同表大豊町の項中

「

教育委員会	事務局	教育長
	小学校	校長 教頭
	中学校	校長 教頭

」

を

「

教育委員会	事務局	教育長
-------	-----	-----

」

	小学校	校長 教頭
	中学校	校長 教頭
監査委員事務局		局長

に改め、同表いの町町長部局本庁の項中「町民課参事 建設課参事」を削り、同表いの町町長部局総合支所の項中「吾北総合支所 国土調査課参事」を削り、同表四万十町町長部局本庁の項中「参事」を削り、同表黒潮町町長部局本庁の項中「産業推進室長」を「産業推進室長 拳ノ川診療所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**落 札 公 告**  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成23年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
 深海潜水艇運航業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
 高知県水産振興部漁業振興課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日  
 平成23年5月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
 新日本海事株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目8番7号
- 5 落札金額  
 30,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
 平成23年4月15日

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平23・5・24	9341	告示	2	中 (19)	香美市物部町小浜字トヲミノ石726の5・726の6（以上2筆国有林）	香美市物部町小浜字トヲミノ石726の5、 <del>726の6</del>